

名古屋市告示第 171 号

指定公金事務取扱者の指定

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 243 条の 2 第 1 項の規定に基づき、次のとおり指定公金事務取扱者を指定しましたので、同条第 2 項の規定に基づき告示します。

令和 8 年 4 月 1 日

名古屋市長 広 沢 一 郎

- 1 指定公金事務取扱者の名称及び事務所の所在地
公益社団法人名古屋市シルバー人材センター
名古屋市昭和区御器所通 3 丁目12番地の 1
- 2 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入又は歳出
名古屋市学校施設開放に関する規則（昭和51年 5 月 8 日教育委員会規則第24号）第 6 条に基づく使用料の徴収
- 3 指定公金事務取扱者に係る指定をした日
令和 8 年 4 月 1 日
- 4 指定公金事務取扱者に委託した日
令和 8 年 4 月 1 日

名古屋市スポーツ市民局スポーツ推進部スポーツ振興課